

交通安全対策試行期間における 自動車・自転車の交通規制について(本部構内)

環境安全保健機構
施設部

自動車の交通規制

令和元年11月25日(月)8:00~27日(水)21:00

※上記は11月祭の交通規制から継続して実施します。

※本部構内の自動車の交通規制を行いますので、用務等でやむを得ず入構する場合は、地図に示したルートに従って通行してください。

(一時入構許可証について)

※定期入構許可者以外の方で、期間中にやむを得ず用務等で入構の必要がある場合は、事前に下記担当までお問合せください。なお、当日の入構許可証の発行は行いません。

(百周年時計台記念館周辺の通行規制について)

※百周年時計台記念館の西側及び東側にて、車両通行禁止の措置を行います。物品の納品など業務上やむを得ない場合を除き、車両の通行を禁止します。

自転車の交通規制

令和元年11月25日(月)8:00~27日(水)21:00

※上記は11月祭の交通規制から継続して実施します。

※本部構内の自転車の交通規制を行います。自転車は正門から出入りできません。

正門東側の自動車専用門におまわりください。



(本件担当)

施設部施設企画課整備計画室

電話:075-753-2312

メール:810seibikeikakusitu@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp